

## 議案第75号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例  
(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第5項各号列記以外の部分中「第2条」を「第5条」に改め、同項第1号中「第2条第1号」を「第5条第1号」に改め、同項第2号中「第2条第2号」を「第5条第2号」に改め、同項第3号中「第2条第3号」を「第5条第3号」に改め、同条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第48条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第48条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第48条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第3条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第26条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年3月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1項に該当する場合を除く。)」を削る。

(甲府市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市職員の分限に関する条例(昭和38年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年7月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を

「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。